

※修正箇所 赤字・下線部分：パブコメ実施前に修正 青字・下線部分：パブコメ意見を受けて修正

番号	(次期)北九州市障害者計画(修正前) (令和6年度～11年度)		修正内容
新分野	1. 差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止		
施策の方向性	(2) 権利擁護の推進、虐待の防止		
1-(2)-5	成年後見制度の利用促進	<p>弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」、北九州市成年後見支援センター等の関係機関との連携を強化します。</p> <p>また、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人など、成年後見制度の利用を必要とする人を対象に、市長が後見等開始の審判申立てを行ったり、資力の状況に応じて、申立て費用や後見人等への報酬助成を実施します。</p>	<p>弁護士、司法書士、社会福祉士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」、北九州市成年後見支援センター等の関係機関との連携を強化します。</p> <p>また、判断能力が不十分な高齢者や障害のある人など、成年後見制度の利用を必要とする人を対象に、市長が後見等開始の審判申立てを行ったり、資力の状況に応じて、申立て費用や後見人等への報酬助成を実施します。</p>
施策の方向性	(4) 障害及び障害のある人に対する理解の促進		
1-(4)-2	障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進	<p>知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。</p>	<p>知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、若年性認知症、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害、状態が変動する障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進を図ります。</p>
新分野	2. 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）		
施策の方向性	(1) 障害のある人に配慮した情報提供の充実等		
2-(1)-6	聴覚障害のある人への支援推進	<p>市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、補聴器の聴こえをよくするヒアリングループ（磁気誘導ループ）の使用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。</p>	<p>市が主催する講演会や講座において、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、補聴器の聴こえをよくするヒアリングループ（磁気誘導ループ）の使用、また、障害者支援アプリなどのICTの活用を推進することにより、聴覚障害のある人や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。</p>
新分野	3. 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）		
施策の方向性	(1) 住まい・住環境の整備		
3-(1)-7	地域ぐるみの防災ネットワークの構築	<p>災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。</p> <p>また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組みを行います。</p> <p>加えて、地域住民による避難支援等の取組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取組みを支援します。</p>	<p>災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。</p> <p>また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組みを行います。</p> <p>加えて、地域住民による避難支援等の取組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言や防災訓練等を行うなど、地域における防災の取組みを支援します。</p>

番号	(次期)北九州市障害者計画(修正前) (令和6年度～11年度)		修正内容
新分野	4. 安全・安心の実現(防災・防犯、消費者保護)		
施策の方向性	(1) 防災対策の推進		
4-(1)-3	地域ぐるみの防災ネットワークの構築	<p>災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。</p> <p>また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組みを行います。</p> <p>加えて、地域住民による避難支援等の取組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言を行うなど、地域における防災の取組みを支援します。</p>	<p>災害発生時に自力又は同居する家族等の支援では避難することが困難な障害のある人や高齢者等を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することにより、自助・共助による災害時の避難支援の仕組みづくりに取り組んでいます。災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、この名簿に登録された方に対して、一人ひとりの具体的な避難計画である個別避難計画の作成を促進します。</p> <p>また、障害のある人や高齢者等の状況を把握している福祉専門職と連携し、個別避難計画の作成率を向上させるため、個別避難計画作成促進事業の取組みを行います。</p> <p>加えて、地域住民による避難支援等の取組みについて、地域ぐるみの防災ネットワークの構築に向けた助言や防災訓練等を行うなど、地域における防災の取組みを支援します。</p>
4-(1)-7	要配慮者利用施設における災害対策	<p>水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。</p>	<p>障害のある人が利用する施設(要配慮者利用施設)において、火災、風水害、地震等の災害の種類ごとの計画の作成や災害時を想定した訓練の定期的な実施等を通じて、利用者の安全を守るための取組を推進します。</p> <p>特に、水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進します。</p>
新分野	5. 自立した生活の支援や意思決定支援の推進(地域包括ケアシステムの構築)		
施策の方向性	(4) 地域移行支援・地域生活支援及び地域福祉の充実		
5-(4)-1	在宅生活を支える障害福祉サービスの充実	<p>障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。</p>	<p>障害のある人の在宅生活を支える障害福祉サービスについて充実を図るとともに、地域生活を支えるための多職種のチームが連携する支援を始め、障害のある人の地域における生活の場のひとつであるグループホーム等に対する支援及び整備を行うことにより、障害福祉サービスの継続的な利用を促進します。</p>
新分野	6. 保健・医療の推進		
施策の方向性	(2) 保健・医療の充実等		
6-(2)-3	医療的ケアが必要な子どもの支援の推進	<p>医療的ケアが必要な子ども及びその家族を支援するため、医療的ケア児コーディネーターを配置して、相談対応等を行うとともに、医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・学校・保育等の関係機関が連携を図るための取組みを推進します。</p> <p>また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。</p>	<p>医療的ケアが必要な子ども及びその家族を支援するため、医療的ケア児コーディネーターを配置して、相談対応等を行うとともに、家族の負担軽減(レスパイト)のためのレスパイト事業を実施します。また、医療的ケアが必要な子どもがライフステージに応じた適切な支援を受けられるように、北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、保健・医療・障害福祉・学校・保育等の関係機関が連携を図るとともに、医療的ケアが必要な子どもだけでなく、成人期に移行した後も受け入れることのできる社会資源の確保に努めます。</p>

番号	(次期)北九州市障害者計画(修正前) (令和6年度～11年度)		修正内容
新分野	7. 教育の振興(インクルーシブ教育システムの推進)		
施策の方向性	(2) 教育環境の整備		
7-(2)-11	重度障害者 大学等進学 支援事業の 利用促進	重度の障害のある人が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することで、大学等での修学を支援します。	重度の障害のある人(重度訪問介護利用者など)が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供することで、大学等での修学を支援します。
7-(2)-12	文化芸術に 接する機会 の確保	(新規)	『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創作的な活動を積極的に行うとともに、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。
新分野	8. 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進		
施策の方向性	(3) 障害特性に応じた就労支援 精神障害のある人、発達障害のある人等、多様な障害を抱えた就労希望者が増加する状況に対応した支援体制を促進します。		(3) 障害特性に応じた就労支援 精神障害のある人、発達障害のある人や難病患者等、多様な障害を抱えた就労希望者が増加する状況に対応した支援体制を促進します。
8-(3)-2	就労支援の 充実と就労 後の定着支 援	障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病患者が、一般就労に伴う生活面の様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が、相談支援事業所や企業、医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面及び生活面からの一体的な支援を実施します。 また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。	障害のある人、特に精神障害・発達障害のある人や難病患者が、一般就労に伴う生活面を含めた様々な課題に対応できるよう、就労支援機関が、相談支援事業所や企業、医療機関等の関係機関と十分な連携を図りつつ、就業面や生活面を含めた一体的な支援を実施します。 また、事業所や家族との連絡調整等を進め、就労支援の充実と就労後の定着支援等により雇用拡大と就労定着を促進します。
施策の方向性	(5) 経済的支援の推進		
8-(5)-2	利用料や運 賃等に対す る割引・減 免等	障害のある人が、市等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。	障害者手帳の所持者など、障害のある人が、市等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。
新分野	9. 芸術文化活動・スポーツ等の振興		9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
施策の方向性	(1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化活動、レクリエーションをさらに振興できる環境の整備を進めます。		(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』に則り、障害のある人が地域社会へ一歩踏み出し、社会の一員として自立するために、文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動をさらに振興できる環境の整備を進めます。

番号	(次期)北九州市障害者計画(修正前) (令和6年度～11年度)		修正内容
9-(1)-1	文化芸術活動を行う環境づくり	<p>障害のある人が、芸術文化活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた芸術文化活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、芸術文化活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。</p> <p>特に、障害のある人の芸術文化活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。</p>	<p>障害のある人が、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障害のある人のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取り組みを行い、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。</p> <p>特に、障害のある人の文化芸術活動に対する支援や、障害のある人の優れた芸術作品の展示等の推進を図ります。</p>
9-(1)-3	文化芸術活動等に関する取り組みの支援	<p>障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、芸術文化活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。</p> <p>また、民間団体等が行う芸術文化活動等に関する取り組みを支援します。</p>	<p>障害者福祉会館等で開催している各種講座の充実を図るとともに、関係団体等と連携しながら、文化芸術活動の場や成果発表の機会の確保に努めます。</p> <p>また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取り組みを支援します。</p>
9-(1)-4	障害のある子どもが文化芸術に触れ親しむ取り組み	<p>障害のある子どもに、広く芸術文化に触れ親しむことができるよう、一流の芸術文化活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。</p> <p>また、このような取り組みに対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信を充実させていきます。</p>	<p>障害のある子どもに、広く文化芸術に触れ親しむことができるよう、一流の文化芸術活動団体等による実演芸術の鑑賞・体験等の機会を提供することで、障害のある子どもの生きがいや生活の質の向上を図ります。</p> <p>また、このような取り組みに対する教職員や保護者の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信を充実させていきます。</p>
9-(1)-6	自然史・歴史博物館や美術館等の展示等に触れ親しむ取り組み	(新規)	<p>市立自然史・歴史博物館、市立美術館等における展示等において、字幕、音声による解説、手話による案内、触覚資料の提供等、障害のある人のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながら、情報アクセシビリティの更なる向上を図ります。</p>
施策の方向性	(3) 多様な生涯学習の充実		
9-(3)-2	障害のある子どもの文化芸術、スポーツに接する機会の確保	<p>地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、芸術文化、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。</p> <p>また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。</p>	<p>地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支え、障害のある子どもたちに『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の趣旨に則り、文化芸術、スポーツに取り組む機会を創出することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。</p> <p>また、それらの活動を市民に発表する機会を積極的に作り、障害のある子どもに対する理解の促進と他者との交流の機会の確保につなげていきます。</p>